

# 軽自動車税減免について

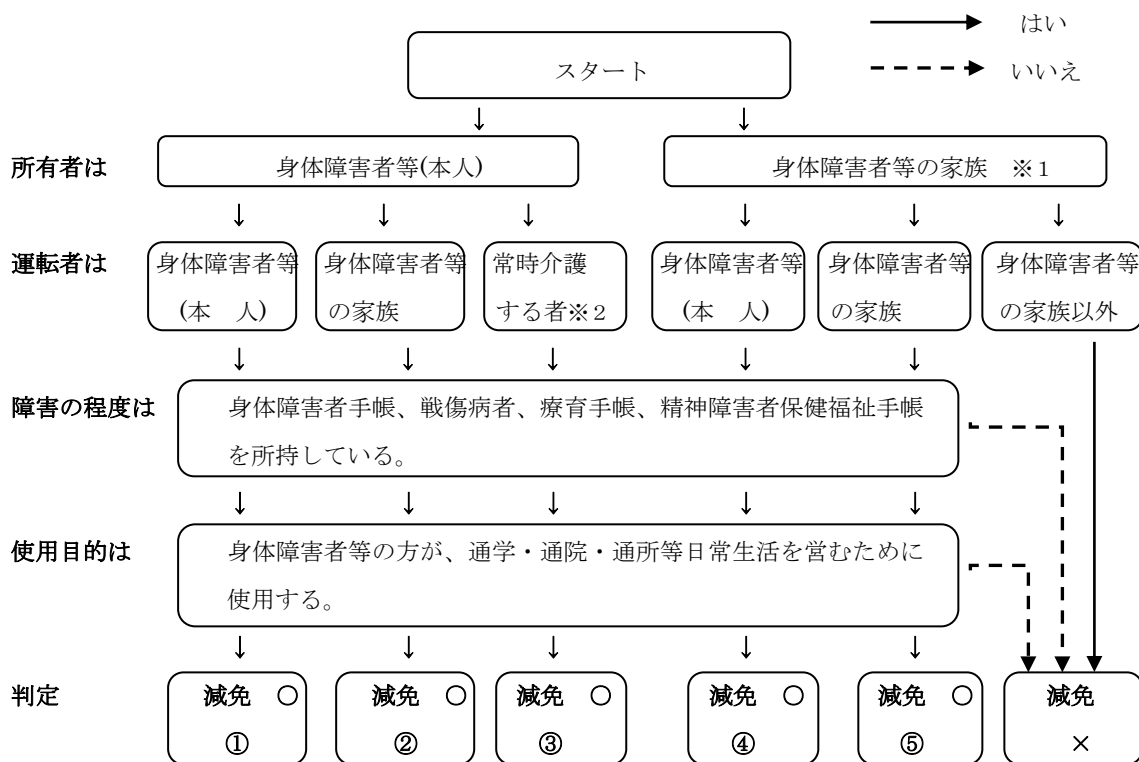
## 1. 減免とは

一定の要件に該当する身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方が日常生活を営むうえで不可欠な軽自動車について、軽自動車税の減免を実施しています。

## 2. 障害の程度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## 3. 減免チェック表



※1：障害者の家族とは、身体障害者等と生計を一にする方又は、税法上扶養している方等。

※2：常時介護する者とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車をその身体障害者等のために継続して日常的に運転する方。

## 4. 申請期限について

納期限（令和6年5月31日）までに申請ください。

## 5. 申請に必要な書類

減免のパターン(減免チェック表参照)		①	②	③	④	⑤
必要書類	軽自動車の所有者 及び運転者	身体障害者等(本人)			身体障害者等の家族	
	所有者 運転者	身体障害者等(本人)	身体障害者等の家族	常時介護者	身体障害者等(本人)	身体障害者等の家族
納税義務者のマイナンバーカード または通知カード		○	○	○	○	○
減免申請書 (納税義務者の押印が必要です。)		○	○	○	○	○
身体障害者等であることを証する書面 【身体障害者の方】身体障害者手帳 【戦傷病者の方】戦傷病者手帳 【知的障害者の方】療育手帳 【精神障害者の方】 精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○
軽自動車を運転される方の運転免許証		○	○	○	○	○
減免を受ける軽自動車の車検証 (電子車検証の場合は、自動車検査証 記録事項も用意してください)		○	○	○	○	○
身体障害者等が専ら軽自動車を日常の 手段として使用していることを証する 書面 (例)通学,通院,通所等の証明書、申立書			○			○
身体障害者等と生計を一にする方との 関係を証する書面(別世帯,別居の場合) (例)申立書、確定申告書控え又は源泉徴 収票(所得税の申告で扶養控除の対象に なっている場合)、健康保険証(被扶養者 になっていることがわかる場合。)			○		○	○
常時介護者であることを証する書面 【身体障害者及び知的障害者の方】 申立書 【戦傷病者の方の場合】 申立書又は、大阪府福祉部地域福祉推 進室社会援護課が発行する証明。 【精神障害者の方の場合】 申立書又は、保健所が発行する証明。				○		

※上記必要書類については、窓口での原本提示及び提出用の写しの用意をお願いします。

※郵送による減免申請の場合は、申請書及び必要書類の写しを送付してください。